

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第7号

愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第14号）第4条の規定により、平成26年度における愛媛県後期高齢者医療広域連合の人事行政の運営等の状況について、別紙のとおり公表する。

平成27年8月10日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野志 克伸



愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

1. 任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県内の構成市町から派遣されており、職員は派遣元市町と広域連合との身分を併任しています。

(1) 職員数（平成26年4月1日現在）

平成25年度	平成26年度	対前年増減数
25人	25人	0人

(2) 派遣元ごとの職員数

市町名	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	計
平成26年度	6人	3人	2人	1人	2人	2人	1人	1人	2人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	25人

(3) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）

区分	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	6人	5人	4人	2人	0人	3人	0人	25人

(4) 職員の平均年齢（平成26年4月1日現在）

37.9歳

2. 給与の状況

市町から派遣されている職員の給与は、派遣元市町から毎月支給されています。派遣元市町において支給された給与相当額は、負担金として広域連合から派遣元市町へ支払います。

平成26年度の派遣職員給与等負担金額は、166,132千円です。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
3 8 時間 4 5 分	8 時 3 0 分	1 7 時 1 5 分	1 2 時から 1 3 時まで

(2) 休暇

種 類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	1 年につき 20 日（前年の繰越日数の上限 20 日のため、最高 40 日）
	療 養 休 暇	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 ・結核性疾患については 1 年、その他の負傷又は疾病については 90 日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	特 別 休 暇	<ul style="list-style-type: none"> ・公民権の行使：必要と認められる期間 ・産前休暇：8 週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで ・産後休暇：出産日の翌日から 8 週間を経過する日まで ・忌引：父母の場合 7 日など ・結婚休暇：連続する 7 日 ・ボランティア休暇：5 日を超えない範囲で必要と認められる期間 ・夏季休暇：3 日
無給休暇	介 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内

4. 分限及び懲戒処分 of 状況

(1) 分限処分の状況

平成 2 6 年度において、処分はありません。

(2) 懲戒処分の状況

平成26年度において、処分はありません。

5. サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

延べ件数 26件

(2) 営利企業等従事許可の状況

延べ件数 1件

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修

職員は広域連合にて実施する新任職員研修等のほか、派遣元市町が実施する研修にも参加しています。

(2) 勤務成績の評定

勤務成績の評定については、派遣元市町において行われます。

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

職員は、派遣元市町が実施する健康診断を受診することとなっていますが、派遣職員からの要望又は派遣元市町長からの要請があるときは、広域連合が実施する健康診断を受診することができます。

平成26年度は6名が受診しました。

(2) 公務災害補償の状況

平成26年度において、実績はありません。

8. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成26年度の措置要求事案はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成26年度の不服申立て事案はありません。